基安計発第 0330002 号
基安化発第 0330002 号
平成２１年３月３０日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部
計　画　課　長
化学物質対策課長
（契印省略）

石綿障害防止総合相談員設置要領の一部改正に当たって留意すべき事項について

石綿障害防止総合相談員設置要領については、平成２１年３月３０日付け地発第 0330011 号・基発第 0330027 号により一部改正されたところであるが、新たに定められた石綿障害防止総合相談員証票の交付に当たっては、下記に留意の上、その運用に当たって遺漏なきを期されたい。

記

石綿障害防止総合相談員証票を交付する際には、別紙１を石綿障害防止総合相談員指導員に配布するとともに、別紙２の管理簿による管理を行うこと。

別紙１

石綿障害防止総合相談員証票について

１　石綿障害防止総合相談員証票（以下「相談員証票」という。）は、事業場等を訪問するときは必ず携帯し、請求があったときは、いつでも呈示すること。

２　相談員証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

３　相談員証票を紛失したとき、又は記載事項に変更があったときは、直ちに発行者に届け出なければならない。

４　相談員証票は、有効期間が満了したとき、新たな相談員証票の交付を受けたとき、又は石綿障害防止総合相談員を解職されたときは、ただちに発行者に返納しなければならない。

別紙２

石綿障害防止総合相談員証票管理簿

（　　）労働局

番号	相談員氏名	交付年月日	有効期限	受領印	返却年月日	備考